

大阪広域水道企業団技術開発に係る共同研究等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が、企業団以外のものを行う水道技術に関する調査又は研究（以下「共同研究等」という。）を実施するために必要な事項について定める。

(共同研究等の種類及び費用負担)

第2条 共同研究等の種類は、次のとおりとする。

(1) 共同研究

企業団の事業目的を達成していくために必要な技術的課題の解決に向けて、企業団以外のもので共同で、装置、材料、製品等の研究開発を行うことをいう。なお、必要な費用は共同研究者と協議してこれを定める。

(2) フィールド試験

(1)の共同研究には該当しないが、企業団に有益な情報を得るため、企業団以外のものに、装置、材料、製品等の実用化に向けた試験等を行うための用地、施設等を提供することをいう。なお、費用については、特別な事情のない限りフィールド試験実施者が負担する。

(共同研究等の実施要件)

第3条 共同研究等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすときに限り、実施することができる。

- (1) 当該共同研究等が企業団の事業目的に合致すると認められるものであること。
- (2) 調査又は研究を共同研究等として実施することが合理的であること。
- (3) 共同研究等を実施する相手方（以下「共同研究者等」という。）が、共同研究等を行うために必要な技術的能力及び経済的基盤を有すると認められること。

(審査会の設置)

第4条 共同研究等の実施に当たって必要な事項を審議し決定するため、企業団に大阪広域水道企業団技術開発共同研究等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織、運営等は、大阪広域水道企業団技術開発共同研究等審査会要綱（平成23年7月7日企計第125号）により定める。

(共同研究等の実施方針の審査)

第5条 共同研究等の実施に関する方針は、共同研究提案書（様式第1号又は第2号）及び副申書（様式第3号）又はフィールド試験提案書（様式第4号）若しくは依頼書（様式第5号）及び副申書（様式第6号）の提出を受け、審査会における審議を経て決定するものとする。

(共同研究者等の選定)

第6条 企業団から共同研究等を提案する場合の共同研究者等の選定方法は、原則として一般公募によるものとする。

- 2 一般公募に当たっては、共同研究等の課題及び内容、応募資格、説明会日時その他必要な事項を一般に公表し、当該共同研究等を実施したい旨の意向を示したのものから、共同研究企画書(様式第7号)又はフィールド試験申請書(様式第8号)を提出させるものとする。これを受けて審査会は共同研究企画書又はフィールド試験申請書の審査を行い、共同研究者等を選定するものとする。
- 3 共同研究者等の選定が第1項の一般公募により難しいと審査会において判断された場合、共同研究者等として適当であると認めるものを審査会の審議を経て指名することができる。
- 4 企業団以外のものから共同研究等の提案があった場合は、審査会の審議を経て、共同研究者等を指名する。
- 5 第3項、第4項において指名を受けたものには、共同研究企画書又はフィールド試験申請書を提出させるものとする。これを受けて審査会は共同研究企画書又はフィールド試験申請書の審査を行い、共同研究者等を選定するものとする。

(協定の締結)

第7条 共同研究等を実施するときは、企業団と共同研究者等は、当該共同研究等の実施に関する協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

- 2 前項の協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 共同研究等の課題、内容及び実施期間に関すること。
 - (2) 共同研究等の業務分担に関すること。
 - (3) 共同研究等の実施に要する費用に関すること。
 - (4) 共同研究等の中止(次条の規定により共同研究等を中止することをいう。)に関すること。
 - (5) 共同研究等の実施に伴い発生する工業所有権、著作権その他の成果の取扱いに関すること。
 - (6) 報告書(第9条の規定により提出させる文書をいう。)の作成に関すること。
 - (7) 共同研究等の実施上の注意(事故が発生した場合の措置等)に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、共同研究等の実施に必要な事項に関すること。

(共同研究等の中止)

第8条 企業団は、共同研究等を継続することにより、企業団の業務に支障が生じ若しくは生じるおそれがあるとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたために共同研究等を継続することが困難になったときは、共同研究者等と協議し、当該共同研究等を中止する

ことができる。

(共同研究等の成果)

第9条 共同研究等によって得られた技術上の知見を含む全ての成果は、共同研究者等に報告書として取りまとめさせ、提出させることとする。

(企業団職員の発明等)

第10条 共同研究等において、企業団職員が発明等を行った場合の権利に関する取扱いについては、大阪広域水道企業団の職員勤務発明に関する規程で別途定めるところによる。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の審議を経て、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等と共同研究を行う場合
- (2) 他の公的な研究機関等が実施するグループでの共同開発に参画する場合
- (3) その他、特別な事情がある場合

(細則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。